

福祉ワーカーの職業倫理と実践の大義

新 野 三四子

キーワード：倫理綱領，大義，社会正義，バリエビリティ，人権

はじめに

社会福祉士と介護福祉士の2つの国家資格が誕生したのが1987年である。社会福祉基礎構造改革が進行し、両福祉士の養成校のカリキュラムとそれと連動する国家試験に大きな変更が加わったのが2000年、そして2009年である。カリキュラムが改訂されるたびに、その教育内容が国家試験に合格するための制度に関する知識やマニュアル化された技術の習得に、より傾いてきた印象が強い。

筆者は数年前から、福祉・医療等の分野における現任者を対象とした研修講座に関わっているが、受講者である現場のワーカーたちが求めるのは、制度の細かい知識や小手先の技術ではなく、学生時代に学ぶことの少なかった（らしい）、ワーカーの実践を根底で支えるところ（理念、思想、価値、倫理等）の側面であることに気付かされた。福祉ワーカーの質の向上は確固たる実践者のところを備えることにより促進されるということを、現場のワーカーたちの生の声を通して実感している。

これまでに、福祉マインドの概念を示すなどして、福祉実践のこころの

側面に関するいくつかの論考¹⁾を行ってきたが、本稿では、クライアントの人権尊重の観点から、福祉ワーカーの職業倫理とそれを形成する実践の大義（原因・理由・目標）について、より詳細な考察を試みる。

1. 福祉ワーカーの範囲

従来福祉ワーカーといえは、一般に社会福祉士に代表されるソーシャルワーカーと介護福祉士に代表されるケアワーカーを指してきたが、今日ではどの職業を福祉ワーカーの範囲に含めるのかの判断が難しくなっている。資格名と職種名が同一でない場合にはなおさらである。

たとえば、介護従事者という言葉が一般にもよく用いられるが、厚生労働省が毎年行う「介護従事者処遇状況等調査」（10月実施）では、介護保険制度下にある各種の施設・在宅サービスに従事する次の職種の者を介護従事者と規定し、調査の対象としている。すなわち、看護職員（保健師、准看護師を含む）、介護職員、訪問介護員（サービス提供責任者を含む）、生活相談員、支援相談員、機能訓練指導員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、介護支援専門員、の各職種である²⁾。

この介護従事者の中には、生活相談員等従来ソーシャルワーカーとされてきた職種も、介護職員等ケアワーカーとされる職種も混在している。福祉分野の国家資格に当てはめれば、前者が社会福祉士、後者が介護福祉士に該当するが、これらは業務独占の資格ではなく、単に名称独占であることから、それぞれの職種の従事者が社会福祉士または介護福祉士の有資格者とは限らない。また、これまで福祉分野と一線を画していたPT、OT、

1) 新野三四子『福祉マインド教育実践論』ナカニシヤ出版、2007年、同「ダイバーショナルセラピーワーカー養成講座の授業内容とその論考」『追手門学院大学社会学部紀要』第5号、2011年、77-105頁等。

2) 厚生労働省「介護従事者処遇状況等調査」ホームページ参照。

URL：<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/151-2.html>

ST 等医療分野の専門技術職の資格・職種も介護従事者に含めている。さらに、介護支援専門員に至っては、基礎となる専門職の国家資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、PT、OT、ST、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）であるから、従来のソーシャルワーカーとケアワーカーの職域をはるかに超えていることがわかる。

これらのことは、今日「介護」が、福祉分野においても医療分野においても、さらには家庭における家事・世話・育児等をも含めて、新たな対人援助の社会的な営為となってきたことを意味している。このような介護の社会現象化に伴い、もはや福祉ワーカーを社会福祉士と介護福祉士に限定することはできなくなっている。そのような背景から、本稿では、福祉、保健、医療、司法、教育、保育、地域といった分野で働くソーシャルワーカーとケアワーカー、および上に示した介護従事者、さらには福祉ボランティア等まで含めて、広い意味での福祉ワーカーと捉えて論を進めたい。

2. 福祉ワーカーの職業倫理

2-1. 職業倫理の語義

専門職にはその職業に固有の職業倫理があり、法令（たとえば、国家公務員倫理法、地方公務員倫理法、福祉分野では「社会福祉士及び介護福祉士法」の義務規定）や、職能団体の倫理綱領等によって、法文化・明文化されていることが多い。職業倫理は、特定の職業に従事する者として適切な行動をとるように、従事者が自らを律するための行動の規範・基準のことであり、換言すれば、「何のために、どのように、この仕事をすればよいのか」を、従事者が自身に確認するための指標・尺度となるものである。福祉分野において、倫理は、知識、技術とともに、ソーシャルワークやケ

アワークの専門性の構成要素のひとつとされてきた³⁾。倫理の前提である価値と併せて、価値／倫理と表される場合もある。そこでまず、これらの語義を見ておこう。

『広辞苑』（岩波書店）では、「価値」とは「1）物事の役に立つ性質・程度。2）『よい』といわれる性質。『わるい』といわれる性質は反価値。広義には価値と反価値とを含めて価値という。①人間の好悪の対象になる性質。②個人の好悪とは無関係に誰もが『よい』として承認すべき普遍的な性質。真・善・美など」と説明されている。また「倫理」の項では、「人倫のみち。実際道德の規範となる原理。道德」と記されている。さらに「人倫」と「道德」の項を見ると、「人倫」（Sittlichkeit）はヘーゲル（Hegel, G. W. F.）が示した概念で、「客観化された理性的意志。その実体は家族・市民社会・国家で、道德性を超える立場とされる」とあり、「道德」は、「人のふみ行うべき道。ある社会で、その成員の社会に対する、あるいは成員相互間の行為の善悪を判断する基準として、一般に承認されている規範の総体。法律のような外面的強制力を伴うものではなく、個人の内面的な原理」と説明されている。つまり、主観的で内面的な道德よりも、客観性と社会性（外面的強制力を伴うものも含めて）をより多く有しているものが倫理といえる。

すなわち、「価値」は「何がよくて何が悪いか」という物事の性質を指し、「道德」は「何をすればよいか、何をしてはいけないか」という個人の行為の原理を指す。そしてその行為原理が、職業集団の場合を含めてその社会の成員に共通の行動の基準となったものが「倫理」である。倫理の内容は、時代・社会・文化・職業の種類等によって変化するが、職業倫理はこれらの諸要素によって構成されている。

3) 新野三四子「相談援助の定義と構成要素」成清美治・加納光子編著『相談援助の基盤と専門職』学文社、2010年、22頁。

2-2. 倫理綱領の例

「介護従事者処遇状況等調査」にいう介護従事者を含む広義の福祉ワーカーの、職種ごとの職業倫理を明文化した「倫理綱領」には、以下のようなものがある。各綱領は各職能団体のホームページで公表されており、自由に閲覧できる。主だったものの名称のみ列挙しておく。

- 日本ソーシャルワーカー協会「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（1986年，最新改訂 2005 年）
- 日本社会福祉士会「社会福祉士の倫理綱領」（1995 年，最新改訂 2005 年）
- 日本精神保健福祉士協会「日本精神保健福祉士協会倫理綱領」（旧日本精神医学ソーシャルワーカー協会 1988 年，最新改訂 2004 年）
- 日本医療社会福祉協会「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」（旧日本医療社会事業協会 1961 年，最新改訂 2005 年）
- 日本介護福祉士会「日本介護福祉士会倫理綱領」（1995 年）
- 日本看護協会「看護者の倫理綱領」（2003 年）
- 日本理学療法士協会「倫理規程」（1978 年，最新改訂 2012 年）
- 日本作業療法士協会「作業療法士の職業倫理指針」（2005 年）
- 日本介護支援専門員協会「介護支援専門員倫理綱領」（2007 年）
- 全国ホームヘルパー協議会「倫理綱領」（2004 年）

2-3. 生命倫理の視点の必要性

ところで、従来医療の場で検討されてきた生命倫理の視点を、福祉ワーカーの職業倫理に取り込もうとする動きが出ている。ある介護福祉のテキストでは、「ターミナル期の生活援助を考える時、病気のため本人の尊厳が保てなくなり、しいては（原文ママ）本人の生活の質を損なう場合、私たちの介護福祉はどうあるべきかといった命題は避けて通れない⁴⁾」として、

4) 三好明夫編著『シリーズ社会福祉の探究 3 介護福祉学—介護福祉士の専門性と独自性の探究』学文社，2006 年，22-23 頁。

介護における生命倫理上の課題を指摘している。また別のテキストでは、「今日では、人間の生命や生活を扱う専門職では『生命倫理』の視点から職業倫理を考え、実践する傾向にあります。具体的に生命倫理（学）の視点から介護福祉士の倫理（どうしたらいいか）を考えてみると、『介護実践に関する専門知識や技術を、どのように用いると、利用者や家族、そしてすべての人々の命が生かされて喜び、また、私たち介護職もやりがいを感じるのか……』ということ求めて介護実践することになる⁵⁾」と述べ、生命倫理に立つ実践方法の必要性を強調している。さらには、口から食べられなくなった人への胃瘻や栄養点滴による延命措置に疑問を投げかけた、特別養護老人ホームの常勤医師である石飛幸三が提唱する「平穏死」も話題になっている⁶⁾。

これらの主張は、福祉ワーカーの実践においては、人間の QOL（quality of life：人生の質）すなわち well-being（良く生きぬく幸福）を追求すると同時に、QOD（quality of death：死の質）すなわち well-dying（良く死にゆく幸福）をも視野に入れる必要があることを示唆している。生命倫理の課題には、近年話題の IPS 細胞による再生医療も含めて、人工授精、臓器移植、脳死、尊厳死、終末期医療など種々のものがあるが、それらは、法学、経済学、社会学、心理学、宗教学など他の学問分野と密接に関係する学際的なテーマであることが特徴である。福祉ワーカーが普遍的でかつ固有の人間観や死生観を確立していくためにも、社会福祉学や介護福祉学の中に生命倫理の思想と理論を取り込むことは意義のあることといえる。

5) 介護福祉士養成講座編集委員会編『新・介護福祉士養成講座 4 介護の基本Ⅱ』（第2版）中央法規、2014年、29-45頁。

6) 石飛幸三『家族と迎える「平穏死」』廣済堂出版、2014年。同『「平穏死」のすすめ』講談社、2013年。同『「平穏死」という選択』幻冬舎、2012年等。

3. 福祉ワーカーの実践の大義（原因・理由・目標）

次に、今の時代・社会にあって、福祉ワーカーは「何のために、どのように、この仕事をすればよいのか」という本稿の中心テーマに入っていく。

医療・福祉・司法などの対人援助に関する専門的な仕事をするワーカーには、自身をその実践に向かわせる理由や目標があるはずである。ニューヨーク社会事業学校の校長であったリー（Lee, Porter R.）は、1929年に全米社会事業協会会長に就任し、その第56回大会の会長講演において、福祉実践は cause（大義）から function（機能）へと発展すると講じた⁷⁾。この講演記録の翻訳者である岡田藤太郎は、cause に大義という日本語を充てた。それはすなわち、援助実践の原因・理由・目標（いずれも cause の代表的訳語『ジーニアス英和辞典』）のことを指す。後年、岡田はその著『社会福祉学汎論』（1998年）の中で、リーの講演記録を再掲し、「cause には原因という意味もあるが、この場合は大義と訳した方がよいと思う。大義とは大義名分の大義であるが、むしろ大義を掲げた運動というニュアンスが強い。大義から機能へといえは、大義は前近代的で古く、機能は近代的で新しいと受けとるかもしれないが、そうではなくて、大義に機能が加わるのであり、大義を生かして永続するためにもそのことが必要であるとリーは説いている⁸⁾」と述べて、再びリーの主張点を強調した。

そこで、この岡田の訳に倣って「大義」の語を用いつつ、筆者の考える3つの実践の大義（原因・理由・目標）を示して、その中身について考えていきたい。

7) ポーター・R・リー、岡田藤太郎訳「『大義』および『機能』としてのソーシャルワーク」ソーシャルワーク研究所編『ソーシャルワーク研究』第1巻1号～2号、相川書房、1975年。

8) 岡田藤太郎『社会福祉学汎論—ソーシャル・ポリシーとソーシャルワーク—』相川書房、1998年、59頁。

3-1. 【第一の大義】アイデンティティの確認

最初に挙げたいのは、「アイデンティティの確認」という大義である。福祉ワーカーの養成校で学ぶ学生に、「なぜこの仕事をしようと思うのか」を尋ねたところ、「ご恩返しの先払いです」と答えた学生がいた。その意味を問うと、「将来自分も高齢になり、あるいは障害をもち、人のお世話になる時がやってくる。その時になってからではお返しができないので、今元氣なうちに先にご恩返しをしておきたい。その方たちとの交わりが楽しみである」という意味の説明が返ってきた。

日本には古くから互酬性の文化が色濃くあり、社会学では、互酬は贈与に対する返礼という社会的相互行為として説明される。婚礼や葬儀には祝儀や香典を贈り、贈られた側はお返しをする。お世話になればお返しをするという行為は、慶弔事だけでなく日常のさまざまな場面でも経験することである。これが互助の慣習や相互扶助のシステムを生み、他方で、ボランティアの精神や福祉の実践を育て、今日の福祉社会の形成を促す一因となったといえよう。

ちなみに、互助と相互扶助とはほぼ同じ内容を表す言葉で、集団において、その構成員に生活上の事故や危険が生じた時、お互いに援助し合うことをいう。地域住民、ボランティア、当事者相互などによる「共助」、行政を通して行われる公的責任の「公助」、個々人が自らの力で生活を展開していく自己責任としての「自助」の3つが、ほどよくバランスがとれていることが大事である。1986年の「社会福祉改革の基本構想」では、福祉問題解決の形態として自助、共助、公助を提起している。ここでいう共助は互助と同義とされる。「公助を無制限に拡大すれば、従来、家族や地域などが果たしていた自助・互助や共助の基盤をかえって脆弱化させ、そのこと自体がさらなるリスクを生んでしまう⁹⁾」こともあり得る。その意味でのバラ

9) 井堀利宏・金子能宏・野口晴子編『新たなリスクと社会保障―生涯を通じた支援策の構築―』東京大学出版会、2012年、3頁。

ンスが必要なのである。

さて、この学生にとって福祉の仕事をするとは、未来に対し発信している謝恩の気持を、現在の自分と他者に知らせ確認する、いわば自己存在を証明する営みのように、筆者には受け取れた。しかし話をするうち、それだけではなく、利用者との関係の中でなされる利他的な行為を通して自身のアイデンティティを育て確認することが、この学生の喜びであり生きがい、すなわち実践の大義であることに思い至った。ここでいう「利他」は「利己」の対義語であり、『広辞苑』によると、「①自分を犠牲にして他人に利益を与えること。他人の幸福を願うこと。②(以下略)」とある。

阿部志郎は、河幹夫との共著『人と社会』（2008年）の中で、福祉ワーカーのアイデンティティは、「支援すべき利用者と一緒に創っていく」ものであり、「長い年月をかけた関係性のなかで形成されていく」ものだと述べ、そして、「どういった関係の中で自分を生かしていくのか。そのことで、自分自身は豊かになるのか衰えるのか。そうした揺らぎを支えるもの」がアイデンティティだと結んでいる¹⁰⁾。この学生のワーカーアイデンティティを説明するに相応しい一文といえよう。

それは、一見、後に述べる普遍的でソーシャルな視点の社会正義の対極にあって、自分自身の存在をアピールして自身が満たされたいという自己中心的な大義に見えるかもしれない。しかしこの学生の大義の中には、自己の満足だけを求めるのではなく、人びとの幸福を願い他者の助けになりたいという、利他的で社会有為的な動機が含まれていることを見落としてはならないだろう。これが最もベーシックな実践の大義といえる。

3-2. 【第二の大義】このひとりの人への思い入れ

2つ目に挙げるのは、「このひとりの人への思い入れ」という大義である。

10) 阿部志郎・河幹夫『人と社会—福祉のこころと哲学の丘』中央法規、2008年、26頁。

この大義については、ハンセン病患者のケアに生涯を捧げた井深八重（1897-1989）の生きざまを、牧野登編著『人間の碑—井深八重への誘い—』（2002年）¹¹⁾を参照して振り返りつつ、探っていきたい。

井深八重は元会津藩の高級藩士であった井深家一族の娘として生まれ、幼くして両親が離婚したことから、伯父の井深梶之助（当時明治学院大学総理）夫妻のもとで育てられた。やがて、同志社女学校（現在の同志社女子大学）専門学部英文科を卒業し、県立長崎高等女学校に英語の教員として赴任した。着任後1年ほどして身体に異変を感じ受診したところ、ハンセン病（当時からい病）と診断され、ハンセン病の私立の療養所である静岡県御殿場の神山復生病院に入院隔離された。八重はここで病院長のレゼー神父に出会いキリスト教信仰に導かれ、失意の中から立ち上がることができた。レゼー（仏 Lézey, Lucien Drouart de ; 1849-1930）はフランス人宣教師でカトリックの神父であり、1873年に東洋伝道を目的としたパリ外国宣教会より派遣されて来日し、各地で布教活動をした後、1918年より神山復生病院長となり、81歳で没するまでその職にあった人物である。なお、同病院は、現存する最古の民間のハンセン病療養所であり、現在はホスピス病棟をもつ一般総合病院となっている¹²⁾。

ところが入院して3年後、八重のハンセン病は誤診であったことが判明した。そこで八重の人生の選択が迫られることとなった。その結果、彼女が選んだ道は、3年間に共に過ごした、目の前で苦しんでいるハンセン病患者と老齢の恩人であるレゼー神父の助け手となることであった。やがて東京で看護婦の資格を取得して病院に戻ってきた八重は、26歳から81歳までの人生をハンセン病患者のケアに捧げた。

11) 人間の碑刊行会代表牧野登編著『人間の碑—井深八重への誘い—』井深八重顕彰記念会、2002年。

12) 一般財団法人神山復生会神山復生病院ホームページ参照。
URL : <http://www.fukusei.jp/>

八重はその時の決意の胸中を、自身の回想録の中で次のように語っている。「今自分がこの病気でないという証明書を得たからといって、今更、既にご老体の大恩人や、気の毒な病者たちに対して踵をかえすことが出来ましょうか。私は申しました、『もし許されるならばここに止まって働きたい』と。レゼー神父は、私のこの希望を祝福して受け入れてくださいました」と。そして続いて、「思えば恩師レゼー師には、大正9年から昭和5年（筆者注：1930年レゼー没年）までの11年間お仕えしたことになります。悲しみのどん底からこの私を救い上げて、人生の意義を説き、永遠の真理に向かって生き抜くことこそ聖旨の道であることを教えられ、その道に励み続け、ただ、今日一日を大切に努めて参っただけの私であります」と述べている¹³⁾。

八重は後年幾多の顕彰を受けるが、1978年に81歳で朝日社会福祉賞を受賞したときの模様が、当時の新聞に、「らいに対する偏見の根強い時代から、らい者と共に生きた自らの労苦の歲月については一切触れず、世に知られることなく献身の一生を終えた恩人たちの徳をたたえる井深さんの謙虚さに、列席者たちは打たれた」と報じられた¹⁴⁾。その半面で、「『侍の子』を自認し、それを洩らすこともあったという八重の人生は、最後の最後まで弛（たる）むことがなかった」と編著者の牧野が記している¹⁵⁾ように、強靱な精神の持ち主であったことがわかる。自らの当事者体験から沸き上がる止むに止まれぬ思いに突き動かされ、目の前の「このひとりの人」に思いを寄せて利他の心でハンセン病患者のケアに人生を投じた井深八重の実践の大義が、その中に読み取れる。

明治期から連綿と継続された「らい予防法」が1996年に廃止され、国はかつての隔離政策から生じたハンセン病問題の解決に最大の努力をするこ

13) 井深八重「道に来て」『前書』39-40頁。

14) 牧野登「人間の碑—井深八重小伝」『前書』160頁。

15) 同上『前書』166頁。

とを約した。そして2009年には、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等をするための基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにすることを目的として、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を制定するに至った。今では人権問題として世界的な取り組み¹⁶⁾も進められている。このように国ぐるみ地球ぐるみで社会正義が実行される一方で、当事者の痛みに寄り添うワーカーがその苦境に置かれた人びとを底辺で支えてきた事実があったことも、忘れてはなるまい。このような「目の前にいるこのひとりの人に」寄り添う井深八重の実践者としての姿に、福祉ワーカーの原型を見ることができる。

3-3. 【第三の大義】社会正義

3つ目に挙げる大義は、「社会正義」である。社会正義についてはさらに3側面から考察するので、小節に分けて述べる。

1) 倫理綱領の中心的原理として掲げられる社会正義

社会福祉専門職団体協議会という組織がある。すなわち、国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Work : IFSW）に加盟している、日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本医療社会福祉協会（結成当時は日本医療社会事業協会）、日本精神保健福祉士協会の4団体で結成された組織である。当協議会は、2003年2月から倫理綱領委員会（仲村優一会長）を設け、「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」（1961年）、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（1986年日本ソーシャルワーカー協会採択、1995年日本社会福祉士会採択）、「日本精神保健福祉士協会倫理綱領」（1988年）の3つの倫理綱領を改訂して、4団体共通の倫理綱領を作成する作業に取り組んだ。そして、2004年6月30日に、「ソーシ

16) 1975年日本財団による海外支援開始、1991年WHOによる制圧目標決議、2009年国連主催ハンセン病差別撤廃に関する国際会議開催等々。

ヤルワーカーの倫理綱領（改訂最終案）」を、ここに至る経過とともに、関係者に報告した。少し長くなるが、4団体の各倫理綱領のベースとなっているものなので、その全文を〈図表-1〉に掲示する。

続いて、社会福祉専門職団体協議会代表者会議は、2005年1月27日にこれを正式に共通の倫理綱領案として公表した。4団体はそれを受けて各団体の倫理綱領を作成し、それぞれの総会で採択の手続きをとった。一例を挙げると、日本社会福祉士会では、文中で用いられているソーシャルワーカーの語を社会福祉士に置き換えて多少の言句の修正を行い、前文、価値と原則（5項目）、倫理基準（26項目）、その後に独自の社会福祉士の行動規範（84項目）を加えて、2005年6月3日の第10回通常総会で承認している。

この共通の倫理綱領は、IFSWが2000年7月27日にモントリオール総会で採択した「ソーシャルワークの定義」¹⁷⁾を基底に置いたものであり、綱領の「前文」中にも引用掲載されている。すなわち、「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」というものである。

これを受けて、綱領の「前文」の冒頭で、ソーシャルワーカー（各団体採択後はそれぞれの呼称で明記）は、「平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努

17) 国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）、社団法人日本社会福祉教育学校連盟『ソーシャルワークの定義、ソーシャルワークの倫理：原理についての表明、ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準』相川書房、2009年。本書においてソーシャルワークの定義および原理について詳細な解説がなされている。

〈図表－１〉 社会福祉専門職団体協議会が提示した「ソーシャルワーカーの倫理綱領（改訂最終案）」

ソーシャルワーカーの倫理綱領（改訂最終案）

2004年6月30日

社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会

委員長 仲村 優一

前 文

われわれソーシャルワーカーは、すべての人が平等であり、価値ある存在であること、人としての尊厳を有していることを深く認識し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する。

われわれは、社会の進展に伴う社会変動が、ともすれば環境破壊を伴う人間の疎外（反福祉）をもたらすことに着目する時、この専門職が福祉社会の維持、推進に不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職ソーシャルワーカーの職責についての一般社会の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した、次の「ソーシャルワークの定義」（2000年7月）を、われわれのソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、われわれの実践の拠り所とする。

定 義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により、専門職団体を組織する。

価値と原則

- I (人間の尊厳) ソーシャルワーカーは、すべての人間を、出自、人種、性、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえない存在として尊重する。
- II (社会正義) ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
- III (貢献) ソーシャルワーカーは、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。
- IV (誠実) ソーシャルワーカーは、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現をめざし、本倫理綱領を誠実に実行する。
- V (専門的力量) ソーシャルワーカーは、専門的力量を発揮し、その専門性を高める。

倫理基準

I. 利用者に対する倫理責任

- 1. (利用者との関係) ソーシャルワーカーは、利用者との専門的援助関係を自己の利益のために利用しない。
- 2. (利用者の利益の最優先) ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考え、私的な利益を目的としない。
- 3. (受容) ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する。
- 4. (説明責任) ソーシャルワーカーは、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。
- 5. (利用者の自己決定の尊重) ソーシャルワーカーは、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。
- 6. (利用者の意思決定能力への対応) ソーシャルワーカーは、意思決定能力の低下した利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
- 7. (プライバシーの尊重) ソーシャルワーカーは、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。
- 8. (秘密の保持) ソーシャルワーカーは、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その情報を秘密に保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。
- 9. (記録の開示) ソーシャルワーカーは、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。

10. (情報の共有) ソーシャルワーカーは、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その情報の秘密を保持するよう最善の方策を用いる。
11. (性的差別、虐待の禁止) ソーシャルワーカーは、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。
12. (権利侵害の防止) ソーシャルワーカーは、利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。

II. 実践現場における倫理責任

1. (最良の実践を行う責務) ソーシャルワーカーは、実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。
2. (他の専門職等との連携・協働) ソーシャルワーカーは、相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する。
3. (実践現場と綱領の遵守) ソーシャルワーカーは、実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。
4. (業務改善の推進) ソーシャルワーカーは、常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する。

III. 社会に対する倫理責任

1. (ソーシャル・インクルージョン) ソーシャルワーカーは、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める。
2. (社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、利用者の問題解決及び社会に見られる不正義を改善するため、利用者や他の専門職等と連携し、効果的な方法により社会に働きかける。
3. (国際社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連携し、国際社会に働きかける。

IV. 専門職としての倫理責任

1. (専門職の啓発) ソーシャルワーカーは、利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。

2. (信用失墜行為の禁止) ソーシャルワーカーは、その立場を利用した信用失墜行為を行わない。
3. (社会的信用の保持) ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
4. (専門職の擁護) ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
5. (専門性の向上) ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。
6. (教育・訓練・管理における責務) ソーシャルワーカーは教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す。
7. (調査・研究) ソーシャルワーカーは、すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する。

経 過

国際ソーシャルワーカー連盟に加盟している日本のソーシャルワーカー職能4団体（日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会事業協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会）は、2003年2月から合同で委員会を設け、各団体が採択している「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」（1961年）、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（1986年）、「精神保健福祉士協会倫理綱領」（1988年）を改訂し、4団体合同で、新にわが国における「ソーシャルワーカーの倫理綱領」制定をめざして取り組んできた。

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂に向けた取り組みの契機は、日本ソーシャルワーカー協会の呼びかけによる。具体的には、2000年12月19日に同会と日本社会福祉士会との合同作業委員会が組織され、その後、2001年3月より日本医療社会事業協会の参加を得た。三団体による作業は、2002年10月5日までに7回の審議を経て、同年10月17日付けで『「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂案』を公表し、関係者や関連学会等からのパブリックコメントを求めた。さらに、同年12月28日には、これまで改訂作業を行ってきた3団体に加えて、日本精神保健福祉士協会が今後の取り組みに参画することとなり、4団体の会長合意のもと、社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会を立ち上げることとなった。

この「ソーシャルワーカーの倫理綱領（改訂最終案）」は、同委員会の検討結果を取りまとめたものである。

めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす」という、実践の原因・理由・目標すなわち大義が示されている。原理として掲げられている人権と社会正義は、福祉ワーカーの援助実践に明瞭な大義を付与する倫理を示す語である。とりわけ「社会正義」は、ソーシャルな視点でクライアントを捉えるための重要な倫理といえる。

なお、IFSW は 2014 年 7 月 7 日のメルボルン総会において、2000 年の定義を見直した「ソーシャルワークのグローバル定義」を採択した。総会の模様と新定義の解説は、同年 8 月と 10 月の「日本ソーシャルワーカー協会会報」で詳しく報じられている¹⁸⁾。その新定義とは、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい」というものである。

新定義では、原理に集団的責任と多様性尊重が加わり、ワーカーの連帯・協働を強調する視点とともに、地球規模の課題を踏まえたマクロレベルの視点が示された。これにより、社会福祉専門職団体協議会は日本の各ソーシャルワーカーの職能団体の倫理綱領を、どのように改訂するかを検討に入ることになるが、原理すなわち実践の大義の中心が「社会正義」であることに変わりはない。

次に、ケアワーカーの国家資格である介護福祉士の倫理綱領にも触れておく必要があるので、〈図表-2〉にその全文を示す。

18) 『日本ソーシャルワーカー協会会報』No.142, 2014 年 8 月号, および No.143, 2014 年 10 月号。

〈図表-2〉 日本介護福祉士会「日本介護福祉士会倫理綱領」

日本介護福祉士会倫理綱領（1995年11月17日宣言）

前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

1. 利用者本位、自立支援

介護福祉士はすべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

2. 専門的サービスの提供

介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

3. プライバシーの保護

介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

4. 総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

5. 利用者ニーズの代弁

介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

6. 地域福祉の推進

介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

7. 後継者の育成

介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

「日本介護福祉士会倫理綱領」（1995年）は、その「前文」で、介護福祉士は、「介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願って」この仕事をするのだという実践の大義を掲げ、続いて、介護福祉士が「一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職」であることを明言している。それは、ノーマライゼーションの実現とQOLの尊重の視点に立ち、一人ひとりの尊厳を支える介護実践を目指すという、福祉ワーカーとしての決意を表明したものである。

この倫理綱領には社会正義という語は用いられていないが、これは、日本介護福祉士会が社会福祉専門職団体協議会に加盟していないことにより、2000年のIFSWの定義に沿ったものに改訂されなかったという事情による。しかし、社会正義の倫理が根底にあることは、「前文」のみならず全体を通して汲み取ることができる。

上述した各倫理綱領に示されている内容は、ワーカーと利用者間との個別の関係に限定せずに、社会全体における人間の関係性という視座に立つなら、暴力、虐待、貧困、差別、争い、人権侵害などのない自由で平等な「共生」の理念に基づいた社会の形成、すなわち「ソーシャル・インクルージョン」の実現を願う人類普遍の目標ともいえるものである。したがって、ソーシャルワークにせよケアワークにせよ、社会正義はリーの示した福祉実践の大義の中心に据えられるべき倫理原則と位置づけてよいだろう。

ここで、近年強調されている「共生」と「ソーシャル・インクルージョン」の概念について補記しておく。

① 共生

異なる種類の生物が密接な関係で共に生活している現象を、生物学では共生（symbiosis）と呼んできた。1990年に「自然と人間の共生」をテーマに国際花と緑の博覧会（花の万博 EXPO'90）が開催されたのを契機に、共生の語が社会的に多用されるようになった。やがて社会科学分野にも広まり、すべての人びとが社会から疎外・排除されることなく人間として尊重され、必要な支援体制が整っている社会の状態をいうようになった。そして、2001年に内閣府に共生社会政策統括官という部署が設置され、2005年には共生社会形成促進のための政策研究会が『「共に生きる新たな結び合い」の提唱』を発表し、5点の目指すべき社会の姿を示した。すなわち、1）各人が、しっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ちうる社会、2）各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会、3）年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされない社会、4）支え、支えられながら、すべての人々が様々な形で参加・貢献する社会、5）多様なつながりと、様々な接触機会が豊富にみられる社会、の5点である。これらを基にして、2006年6月に、国は共生社会政策を公表し、正式に国の政策としてスタートした。現在、障害者や高齢者分野のみならず、男女共生、多文化共生、共生教育等々多くの分野で「共生」を掲げた政策や活動が展開されている¹⁹⁾。

② ソーシャル・インクルージョン（social inclusion）

この語は、社会的包摂、社会的包容、あるいは排除しない社会と訳され、ソーシャル・エクスクルージョン（social exclusion）の対義語として登場した。ソーシャル・エクスクルージョンが、一般に、基本的な政治・経済・社会活動に参加できず、社会的に排他された状況をいうのに対し、ソーシャル・インクルージョンは、社会的に排除されている人びとを社会の中に

19) 内閣府共生社会政策ホームページ参照。

URL : <http://www8.cao.go.jp/souki/>

包み込み、支えあうことを意味する。2000年の厚生労働省の『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』には、「社会の構成員として包み支えあう（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を構築する必要がある」と記されている²⁰⁾。

①②いずれも、国策レベルで打ち出されている、すべての人びとの福祉を実現するための理念と活動目標を示す公的な用語として使われている。

2) 福祉ワーカーの態度・視点として表される社会正義

次いで、福祉ワーカーの社会正義とは具体的に何を指すのかについて、論を進める。

アメリカの政治哲学者ロールズ（Rawls, John）はその著『正義論』（原著 1971 年）²¹⁾の中で、「公正としての正義」の概念を示した。それは2つの原理すなわち「基本的自由に対する平等の原理」と「機会均等原理・格差原理」から成る。前者では、他者の自由を侵害しない限り自由は許されるべきであるとし、後者では、社会的・経済的不平等にある人びとに対し最大の便益を供与しなければならないとした。能力は個人のものでなく社会の共有財産であるというこの思想は、以後の政治倫理に多大な影響を与えた²²⁾。

このロールズの思想の影響を受けた人物のひとりに、インド出身のノーベル賞経済学者セン（Sen, Amartya）がいる。センはロールズの示した2つの原理を下地にして、その著『不平等の再検討』（原著 1992 年）²³⁾で社会

20) 日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョンー格差社会の処方箋一』中央法規、2007年参照。

21) ①ジョン・ロールズ著、矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店、1979年。②ジョン・ロールズ著、川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店、2010年。

22) 成清美治・加納光子編集代表『現代社会福祉用語の基礎知識』（第11版）学文社、2013年、392頁参照。

23) アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討

福祉における平等と不平等を論じた。センの根底にある価値観は、貧困や格差社会の是正をめざす、公正あるいは平等という福祉実践の大義となるべき社会正義であった。

また、センの理論の中には潜在能力（capability）という概念が登場する。それは人が善い生活や人生を送るために選択することのできる種々の機能の組み合わせの集合を意味しており、人には何ができるのかという可能性を表すものである。すなわち、人間はよい栄養状態にあることから社会生活に参加していることまで、つまり基本的なものから複雑なものまで多岐にわたり、しかも自ら選択できる機能を有していると捉えた。QOLを所得の高低や効用の大小からではなく、このような潜在能力と称する機能の集合すなわち可能性から計ろうとした点に、センの主張の特徴がある²⁴⁾。

センの主張を福祉ワーカーの実践に当てはめると、最初に浮かび上がるのは、ワーカーが行う支援の内容や方法は、クライアント個人の属性・特性、置かれている社会的環境、政治的・経済的状况等によって左右されてはならないという「ワーカーの倫理的側面」である。つまり、性・年齢・障害の有無の区別なく、その人が都会暮らしであろうが田舎暮らしであろうが、裕福であろうが貧乏であろうが、時の政府が保守派であろうが革新派であろうが、クライアント個々人に必要な支援はもれなく提供されるよう、ワーカーは行動しなければならないということである。

次に浮かび上がるのは、ワーカーはクライアント各人がもつ潜在能力を見つけ、引き出して、その中からクライアント自らが心地よく好ましいと感じることを選択できるように支援しなければならないという「支援の方法的側面」である。この側面は、パールマン（Perlman, Helen Harris）のワーカービリティ（workability）²⁵⁾ の概念と通じると同時に、後述するダイバ

一潜在能力と自由』岩波書店、1999年。

24) 前出『現代社会福祉用語の基礎知識』230頁参照。

25) クライアント自身の援助を活用する能力のことで、情緒的・知的・身体的な

ーショナルセラピーの理念と方法にも共通しており、示唆に富み興味深い。

そして、それらが、とりわけ発言力の弱い、「今日的なバルネラビリティ (vulnerability)」²⁶⁾の中に置かれた人たちの QOL の確保を支援することになり、そこから、だれもが等しく自分の人生を享受することを侵されることなく、人としての尊厳が守られるべきであるという、社会正義の信念に立った実践の「態度」が生まれ育つ。このように、福祉ワーカーには、目の前にいる個人に関心を寄せる思いと同時に、背後にある環境や状況をも読み取ることのできるソーシャルな「視点」が必要とされる。

先に見たリーの主張のとおり、ソーシャルな視点に立つ社会正義の「大義」が基底にあってこそ、今日の高度にシステム化された支援の「機能」が有効に働く。利用者本位、自立支援、利用者のニーズの代弁、地域福祉の推進等々の言葉で表された倫理綱領の諸項目は、このことを反映して成り立っているといえる。

3) 今日的なバルネラビリティへの支援の形としての社会正義

前節で示した「今日的なバルネラビリティ」に関連してさらに考察を進める。vulnerability は可傷性、脆弱性などと訳され、IT 社会のもつ脆弱性を意味することが多いが、心理学（主として攻撃誘発性の意）や福祉分野でも用いられる概念である。

福祉分野におけるバルネラビリティは、かつては、高齢者、障害者、生活困窮者、母子家庭等を対象とし、福祉問題を社会的支援や生活支援を必要とする層の全般的で包括的な問題として捉えていた。しかし今日的なバ

能力等から成る。援助関係において、クライアントのワーカビリティをワーカーが的確に評価していくことは非常に重要である（前出『現代社会福祉用語の基礎知識』394 頁参照）。

26) 田中耕一郎「(重度知的障害者)の承認をめぐる一Vulnerability による承認は可能か」『社会福祉学』Vol.51-2, 日本社会福祉学会, 2010 年, 38 頁。

ルネラビリティは、その弱さゆえに虐待を受ける、その弱さゆえに差別される・いじめられる・自死に追い込まれる、あるいはまた、その弱さゆえにスキルを習得する機会を得られず労働市場から排除される・孤立化する・ホームレスに陥る、といったような、二次的、三次的な弱さを負った人たちを対象としており、福祉問題を人権の保護や権利擁護を必要とする人びとの、関係性と個別性の高いニーズの問題として捉える視点に変わってきている。

このような状況に対応する法の整備も進みつつある。以下に主要なものを制定年順に示し、関連の動きを付記しておく。

- 1999 年 ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（略・児童ポルノ禁止法）
- 2000 年 ・ 社会福祉法（社会福祉事業法から改題・改訂）
 - ・ 成年後見制度（民法改正による）
 - ・ 児童虐待の防止等に関する法律（略・児童虐待防止法）
- 2001 年 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（略・DV 防止法）
- 2002 年 ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（略・ホームレス自立支援法）⇒ 2012 年に 5 年（2017 年まで）の延長が決定
- 2004 年 ・ 発達障害者支援法
- 2005 年 ・ 障害者自立支援法⇒ 2012 年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略・障害者総合支援法）に改題・改訂
 - ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（略・高齢者虐待防止法）
- 2006 年 ・ 障害者の権利に関する条約（略・障害者権利条約）
 - ・ 自殺対策基本法
- 2011 年 ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法

律（略・障害者虐待防止法）

2013 年・いじめ防止対策推進法

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略・障害者差別解消法）⇒ 2016 年施行予定
- ・生活困窮者自立支援法⇒ 2015 年施行予定

2014 年・障害者権利条約国内批准

- ・過労死等防止対策推進法（6 月制定，11 月施行）

さて，生活困窮の若者の場合を例にとって，3つの次元の脆弱性・ニーズへの対応支援例を，「公的な施策による支援」と，「民間支援&新しい公共による支援」とに分けて列挙してみたのが〈図表-3〉である．連携と協働が強調される新しい公共の時代であることを反映して，具体的な支援の展開は，民間の手による，しかも個性と関係性の高いものが主流であることがわかる．

最近では多数の個別支援の実践報告がなされているが，一例を挙げると，社会福祉法人が運営する例として，大阪市のホームレス自立支援センター「舞洲」と同「西成」による「アディクション教育を通じて野宿生活を脱した事例」，名古屋市のホームレス自立支援事業「あつた」による「ギャンブル依存を克服し就労した事例」等²⁷⁾がある．また，社会福祉協議会が運営する例として，「いが若者サポートステーション」による「簡単に生活困窮に陥る可能性のある若者たち」，「ひきこもり・生活保護からの脱却をめざして」と題された，若者に対する自立支援の実践例²⁸⁾などがある．いずれも，地域自治会等の地域組織，NPO 団体，ボランティアなどと協働して展

27) 『ホームレスの自立に向けた個別支援を進めるために一緊急一時宿泊事業，ホームレス自立支援センターの活動を通して』社会福祉法人神奈川県匡済会発行，2013 年 3 月．

28) 三重県伊賀市社会福祉協議会「いが若者サポートステーションの活動報告」『月刊福祉』2013 年 11 月号，37-41 頁．

福祉ワーカーの職業倫理と実践の大義

〈図表－3〉 バルネラビリティの種類と対応支援の構図（新野試案）

バルネラ ビリティ の種類	脆弱・ニ ーズの 次元	支援の対象& 現象(生活困窮 の若者に焦点)	支援の対象& 現象を生み出 す背景・要因・ 弱さ	公的な施策		民間支援& 新しい公共による支援	
				支援の方法 (施策の種類)	支援の内容	支援の方法	支援の内容
かつての バルネラ ビリティ	一次的 な脆弱・ ニーズ	生活するお金 がない	社会経済状況 種々の個人的 状況	福祉 (生活保護)	金銭給付 (生活扶助)		
		家賃が払えない		福祉 (生活保護)	金銭給付 (住宅扶助)		
		住むところがない		福祉 (生活保護)	施設入居 (保護施設)		
「かつて」と「今日の」が重なるバルネラビリティ	二次的 な脆弱・ ニーズ	進学できない、不登校、中退してしまう、差別される、いじめられる、自死に追い込まれる	学校指導の弱さ、経済力・学力・適応力・意欲の弱さ	福祉、教育	教育扶助、教材費補助、奨学金、教育相談、スクールカウンセラー等	NPO、ボランティア	フリースクール等学力・適応力支援
		職業準備ができない	学校システムの弱さ、学力の弱さ	教育、労働、福祉	職業教育、職業訓練校による指導、ジョブコーチ		
		就職機会制限、定職に就けない、すぐ辞める	経済不況、学歴差別、格差社会、精神面の弱さ	労働	職業安定、ハローワークによる支援		
今日のバルネラビリティ	三次的 な脆弱・ ニーズ	生活技能が低い	社会化の弱さ、学力の弱さ			社団法人自立生活センター等	生活訓練、予防的支援
		体力低下、意欲低下、精神不安定、自殺企図等	身体面・精神面の弱さ			医療機関、心理機関	身体・精神予防&治療、心理的支援(カウンセリング等)
		非社会的行動(ひきこもり・ニート)	精神面の弱さ、生きる力&社会性の弱さ			医療機関、心理機関、NPO	精神的治療、心理的支援(カウンセリング等)、ソーシャルサポート
		反社会的行動(非行・薬物・犯罪)	精神面・身体面の弱さ、規範意識の弱さ	福祉、警察、司法、法務	児相・警察・家裁による支援・補導・更生保護等	医療機関、心理機関、NPO	心身の治療、カウンセリング、セルフヘルプグループ等
		家族関係断絶	家族紐帯の弱さ、家庭の貧困			ファミリーサポート機関	ソーシャルワーク、カウンセリング
		孤立化	人間関係の弱さ			NPO、ボランティア、地域、住民、学校等	ソーシャルサポート
		若年ホームレス(若者の貧困)	経済・学力・精神・身体・家族・人間関係・差別等包括的な弱さ			社団法人ホームレス自立支援センター、社協若者サポートステーション、NPO、ボランティア、地域、住民、学校、企業等	ソーシャルサポート(自立支援センター・若者サポートステーションによる包括的支援等)

開される活動である。福祉ワーカーの社会正義は、このような今日的なバルネラビリティに具体的に対応する支援の形としても表される。

ここで、話は少々広がるが、上に見たホームレスへの支援に関連して、大阪市西成区の釜ヶ崎地域（行政の呼称はあいりん地区）の状況²⁹⁾に触れておきたい。釜ヶ崎は高度経済成長期以降、日雇労働者の町として知られ、ドヤ（簡易宿泊所）も最盛期には 200 軒を超える活況ぶりであったが、バブル経済崩壊期以降はホームレスの問題が深刻化してきた。古くから労働団体やキリスト教関係者、また多くのボランティアグループ等による支援活動が定着しており、いわば、今日的バルネラビリティが凝縮して現れている地域といえる。

2002 年にはホームレス自立支援法がスタートし、2015 年からは生活困窮者自立支援法（2013 年制定）が施行される予定である。このような公的施策が進行することにより、ホームレスの数は減少したものの、生活保護受給者が住民の 3 分の 1 を占めるようになった。これにより大阪市の財源が圧迫されることとなり、橋下徹市政は 2012 年 1 月に釜ヶ崎地域の再開発を目玉とする「西成特区構想」を提示し、同年 10 月には「西成特区構想有識者座談会報告書」³⁰⁾を公表した。この中で示された短期的対策および中長期的対策は、①高齢日雇労働者、野宿生活者、生活保護受給者の就労支援、②治安問題の改善、③不法投棄対策、④公園テントの平和的な解決、⑤結核対策、⑥貧困問題に対する総合的支援体制構築（以上短期的対策）、⑦貧困等の課題の多い子育て世帯への支援策・底上げ策、⑧子育て世帯の呼び込み策、⑨市の未利用地の戦略的な活用、ハウジングとまちづくり、⑩教

29) 白波瀬達也「大阪・あいりん地域の再開発と福祉課題―西成特区構想に着目して」『月刊福祉』2014 年 5 月号、56-57 頁。織田隆之「あらゆる相談を受けて―大阪自彊館あいりん相談室の取り組み」『同』2014 年 11 月号、40-43 頁等を参照。

30) 西成区ホームページ「西成特区構想プロジェクト」参照。

URL : <http://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/category/2389-4-0-0-0.html>

育振興策、⑪観光・国際振興、アート振興策（以上中長期的対策）、の11点である。

実際に現地を訪れると、対策がスタートしたことにより、確かに以前より道路はきれいになり、公園のブルーシートの数も減っていることがわかる。また、町のあちこちに監視カメラが設置され、警察官の巡回の姿が目立ち、住民のボディチェックをしている場面も散見される。危険ドラッグや刃物類所持の取り締まり強化のゆえだが、住民に対する人権侵害だと支援活動をしている某氏はいう。

これらの対策がさらに進行すれば、白波瀬達也が指摘³¹⁾するように、「地域のアジール（避難所）的性格を弱め」、「ジェントリフィケーション（地域の高級化）という新たな現象と連動」することによって、「旧来の住民の生活空間が奪われるリスクが生じる」懸念が沸いてくる。そして何より、釜ヶ崎の「再開発をめぐる諸課題は、我われが暮らすコミュニティの包摂力（筆者注：ソーシャル・インクルージョン）の乏しさと無関係ではない」ことに気づかされる。つまり、われわれの社会は、生活困窮から生み出される今日的なバルネラビリティの課題を、「あいりん（愛隣のひらがな表記）」という、いかにも社会的に包摂しているかのような愛称のポーズの蓑をまとして、釜ヶ崎に押し付けてきたのではないだろうか。そして、このわれわれの長年にわたる社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）の結果（いや延長線上にといった方が適切かもしれない）、再開発の特区構想が生み出されたのではないだろうか。さらには、橋下市長が提案している「大阪都構想」の行方をどう読むかという政治的思惑が絡んでいることも、問題をより複雑なものにしているといえる³²⁾。

31) 白波瀬達也「前掲記事」57頁。

32) 本稿執筆中の2014年11月21日、衆議院が解散され、橋下徹氏が大阪市長を辞任し衆議院選挙に出馬する意向を示していることが報じられている。現時点で、大阪市長が交代することにより政策の方向が見えづらくなることが予想される（後日、市長辞任意向は取り消された）。

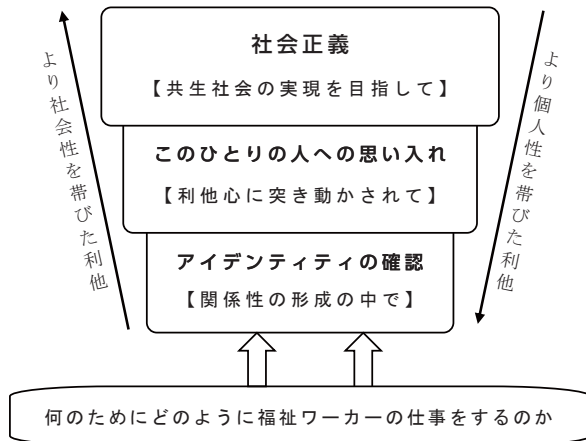
西成特区構想の是非を論じるのは本稿の主旨ではないので、これ以上は踏み込まないが、このような釜ヶ崎の課題は、うがった見方をすれば、「何のためにどのように支援をするのか」、「社会正義とは何であったのか」という、実践の大義を再度ワーカー自らに問いかける機会を与えてくれるように思われ、その点で意義深いものがある。

3-4. 実践の大義の重層構造

話を本筋に戻そう。ソーシャル・インクルージョンは、一方で、「社会正義」という大義に立つ、差別のない公正で平等な共生社会のシステムの実現を目指しているが、他方では、支援を必要としている「このひとりの人への思い入れ」という大義に立つ、ワーカー個々人の内にある利他心から発せられる実践によって支えられる。支援の実践が利用者との関係形成の中でワーカー自身の喜びや生きがいへと高められる、ベーシックな大義である「アイデンティティの確認」と合わせて、これら3つの大義は重層をなす一体のものであるといえる。これを図示すると〈図表-4〉のようになる。

個人性の強い利他の心がアイデンティティの確認という大義を生み、利他がより社会性を帯びていくと社会正義に至る。これらの段階的に（あるいは発展的に）重なり合う大義が、「何のために、どのように、福祉ワーカーの仕事をするのか」という問いに答えを与える、職業倫理を内側から支える尺度となると考えてよいだろう。法定化された義務規定や職能団体の倫理綱領は、これらが盛り込まれて、職業倫理を外側から支える尺度として成り立っているのである。

ところで、筆者はかねてから、福祉ワーカー現任者を対象とした「ダイバーショナルセラピーワーカー養成講座」に関わってきた。ダイバーショナルセラピー（Diversional Therapy：以下DTと略）は、1990年代後半にオーストラリアから移入された、全人的ケアの視点に立つ対人援助の方



〈図表-4〉 福祉ワーカーの実践の大義の重層構造

法であり、2002年にオーストラリアDT協会の支持を得て、NPO法人日本DT協会が設立された。同協会では、「DTとは、各個人が、いかなる状態にあっても自分らしくよりよく生きたいという願望を実現する機会を持てるよう、その独自性と個性を尊重し、援助するために、『事前調査→計画→実施→事後評価』のプロセスに基づいて、各個人の『楽しみ』と『ライフスタイル』に焦点をあてる全人的アプローチの思想と実践である」と定義している。

そして、DTワーカー養成講座については、「2008年1月に講座がスタートした『DTワーカー』の資格は、オーストラリアのLevel 2コースを、日本の現状に合わせて抜粋、アレンジしたもので、48時間で構成されている。2007年5月のオーストラリアDT協会全国大会において、日本とオーストラリアのDT協会理事長の間で交換された覚書に基づいて、オーストラリアDT協会ではこのDTワーカー資格を『日本におけるDT実践者養成の第一歩』として位置づけ、日本DT協会を日本における唯一の認定機関であると認めている。これによって、この講座を修了し、面接と小論文

の試験に合格した者を『DT ワーカー』として日豪共同認定の形をとる」と、ホームページ上で説明している³³⁾。

さて先般、筆者はこのDT ワーカー養成講座修了者に対し実態調査³⁴⁾を行い、その中で「講座を受講してどのようなプラスの影響があったか」を尋ねたところ、次のような結果を得た。

最も多かったのが「援助の動機付け（大義）が明確になった」という選択肢を選んだ人で45.3%であった。第2位は「対人援助職の資質・力量が向上した」を選んだ人で41.9%，第3位は「仕事が楽しくなった」と「人として成長した」を選んだ人がそれぞれ38.4%であった。これらはワーカーとしての意識面の変化の気づきを示したものである。

この調査結果からは、ワーカーは「何のために、どのように、この仕事をするのか」という実践の大義が明確になれば、仕事の技量が上がったことが自覚でき仕事楽しいものになり、自身の成長を実感しアイデンティティが確信できる、という変化が起きることが推察できる。すなわち、ワーカーの側にもクライアントと同様にエンパワメント（empowerment）が起こっているのである。

エンパワメントは、福祉実践においては、本来、クライアントの病理・欠陥にのみ目を向けるのではなく、クライアントの強さ・生き抜く力を重視することをいうが、クライアントとの関係性の中から、ワーカーの側にも強さや能力が引き出されることがある。その現象を指してこの語を用いることもできよう。ワーカーがエンパワメントされれば、ワーカーとクライアントとの間により強力なラポールが形成され、ワーカーは自信をもってクライアントと接することができるようになる。職業倫理とはまさにこの

33) 日本DT 協会ホームページ参照。URL：<http://dtaj.or.jp/>

34) 追手門学院大学新野研究室編『ダイバーショナルセラピーワーカーの実態と意識に関する調査報告書』NPO 法人日本ダイバーショナルセラピー協会、2013年3月1日。

ようなことをいうのではないだろうか。実践の大義を常に意識して仕事に向かう姿勢を保持することの意義はここにもある。

4. 次の課題に向けて一人権侵害と職業倫理に関して

これまで、福祉ワーカーの職業倫理とそれを支える実践の大義（原因、理由、目標）について、僅かながら考察を進めてきた。その中で社会正義を説明するために「今日的なバルネラビリティ」の概念を登場させた。その視座に立ってさらに考察を広げるなら、人権侵害の問題についても触れなければならないのは明らかである。

日本国憲法第 11 条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」とうたい、基本的人権が永久に侵されてはならない国民の権利であることを明示している。福祉実践の場において、クライアントに対して虐待やプライバシーの無視が行われることがあるなら、それは重大な人権の侵害となる。そこで、人権侵害に対して福祉ワーカーの職業倫理はどうあればいいのか、というテーマが大きく浮かび上がる。

このテーマについては、本稿に含めるのではなく、別に単独のテーマとして論じるのが適切であると思われるので、次の機会に取り上げることとし、本稿はここで閉じることとしたい。

おわりに

本稿を閉じるにあたり、児童文学書『魔女の宅急便』から得た示唆を述べたい。本書は、1985 年に角野栄子が原作（シリーズ第一作）（福音館書店）を発表し、1989 年に宮崎駿監督でアニメ映画化されて話題をまき、そ

して、2014年春に清水崇監督による実写版の映画が公開された人気作品である。映画にもなった第一作の中身を少し紹介しよう。

13歳になった魔女のキキは、親元を離れて自立するため、黒猫のジジとともに箒に乗って郷里を飛び立ち、辿り着いた海辺の町でパン屋のおかみさんの厚意を得て、倉庫を借りて宅配業を始める。そこで展開される物語は、「何のために、いかにして、この仕事をするのか」という援助実践の大義を問いかけているように思われる。

キキは専門職の魔女としての技と、人としての心の成長を日々振り返りながら、前向きに生きていく。出会った人びととの関係の中で、まず自分が楽しむことを忘れないし、自分が他者からしてもらって嬉しかったことは、人にも同じようにする。ある時は、お客の大切な絵を届けるのに箒に直に縛りつけて傷つけてはならないと、風船でふんわり持ち上げながらゆっくりと丁寧に運ぶ。またある時は、町の人たちが広場に集まり音楽隊の演奏を待っているのに、楽器を積んだ列車が通過してしまったことを知って、箒に乗って追いかけて、走る列車に飛び移り楽器を取り戻すという荒業もやってのける。クライアントのニーズに合わせて、緩やかさも大胆さも使い分けることが、キキにはできるのである。そして、ただの気まぐれやお節介で人助けをするのではなく、クライアントからオファーを受けて契約の上に立って仕事をし、焼き立てのパンを3つとかリングをひとつとか報酬をもらうという、いわば専門職業的関係から逸脱しないビジネススタイルを堅持している。これらが魔女の宅急便が人びとから重宝がられる理由であろう。福祉ワーカーに多くの示唆と励ましを与えてくれる名作といってよいだろう。

話は変わって、2014年6月27日に制定された「過労死等防止対策推進法」が同年11月1日より施行された。過労死も今日的なバルネラビリティに相当する現象と位置付けるなら、それに対応する法制が整ったことは評価できることである。本稿では福祉ワーカーの職業倫理とそれを形成する

実践の大義について論考を展開してきた。その論議のプロセスでは触れることはなかったが、福祉ワーカーたちが倫理上のディレンマに苦しみ、そしてバーンアウトに陥り、やがて過労死・過労自殺に至るといった現実例があることも忘れてはならないだろう。本法がクライアントを支援する法制であると同時に、福祉ワーカーたちが自らの尊厳と人権が守られ、確かな大義をもって喜んで仕事に臨むことができるように、ワーカーの支えとなる法としても機能することを期待する。(了)

【参考文献】

- 笠原幸子『ケアワーカーが行う高齢者のアセスメント―生活全体をホリスティックにとらえる視点―』ミネルヴァ書房、2014年。
- 村本邦子、土田宣明、徳田完治、春日井敏之、望月昭編『対人援助学を拓く』晃洋書房、2013年。
- 望月昭、村本邦子、土田宣明、徳田完治、春日井敏之編著『対人援助学の到達点』晃洋書房、2013年。
- 広井良典編著『講座ケア新たな人間―社会像に向けて第1巻・ケアとは何だろうか―領域の壁を越えて―』ミネルヴァ書房、2013年。
- 西平直編著『講座ケア新たな人間―社会像に向けて第3巻・ケアと人間―心理・教育・宗教―』ミネルヴァ書房、2013年。
- 稲葉陽二・藤原佳典編著『ソーシャルキャピタルで解く社会的孤立―重層的予防策とソーシャルビジネスへの展望―』ミネルヴァ書房、2013年。
- 藤本健太郎『孤立社会からつながる社会へ―ソーシャルインクルージョンに基づく社会保障改革―』ミネルヴァ書房、2012年。
- 清水隆則『ソーシャルワーカー論研究―人間学的考察―』川島書店、2012年。
- 石河久美子『多文化ソーシャルワークの理論と実践』明石書店、2012年。
- 秋山智久『社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房、2007年。
- フレデリック・G・リーマー著、秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規、2001年。

(2014年11月25日受理)